

富士見市社協のしおり

誰もが人として尊重され、
安心して暮らせる街富士見市を目指して



富士見市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「うさみん」

社会福祉法人 富士見市社会福祉協議会

○社会福祉協議会（社協）とは？

地域の人々が、住み慣れた街で安心して暮らし続けることができるよう、市民のみなさまと共に「福祉のまちづくり」をすすめるために、様々な活動を行っている民間の福祉団体です。

（社会福祉法第109条に定められています。）

○社協の事業①

【ボランティアセンター】

☆ボランティアセンター事業

ボランティアのきっかけづくりやマッチング、ボランティアスクールの開催・ボランティア相談などの業務をしています。

☆福祉教育

市内の小中学校すべてを社会福祉推進校と指定し、各校からの福祉学習に関する依頼のコーディネートや中学生の職場体験の受入れを行っています。また、地域への出前講座等も行っています。これらの取り組みを通じて「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指しています。

☆ふじみ在宅福祉サービスセンター

「困った時はお互いさま」の気持ちを大切に、地域の人々が地域の人をお手伝いする支え合いの仕組みです。高齢者や身体の不自由な方、けがや病気でお困りの方に家事などのお手伝いを行う有償サービスです。

☆うさみんファーム

ボランティアのみなさまで畑づくりをしています。畑の作業を通じて交流をしています。



【介護支援ボランティアポイント事業】

市内在住の65歳以上の方が介護施設等でお手伝いをするこゝで、介護予防と健康増進を図り、いきいきとした地域社会を作ることを目的とした事業です。

この活動で貯めたポイントは翌年度に特典と交換することができます。

【あいサポート運動事業】

地域の中で一緒に暮らしている障がいをお持ちの方に気軽に声をかけ、ちょっとしたお手伝いや配慮ができる地域共生社会の実現を目指す事業です。障がいについて学び、障がいを知ることで理解が生まれるという考えのもと、毎月公共施設等であいサポーター研修を行っています。この研修では、障がいのある方が自身の経験や症状など直接お話しくださいます。研修修了者にはあいサポーターバッジを配布しています。



あいサポーターバッジ

【生活支援体制整備事業】

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)のカギとなる生活支援や介護予防は、地域の人たちの力がとても重要になります。そのための場(交流や社会参加)と人を繋いだり、情報を収集し提供する人つなぎのプロとして、生活支援コーディネーターを配置し、市民のみなさまが地域社会の一員としていきいきと暮らせる富士見市を実現するための事業です。



生活支援 大人の座談会

【手話通訳者派遣事務所】

☆手話通訳者派遣事業

手話を必要とする方々に市の認定試験に合格した手話通訳者を派遣します。また、社協事務所には手話通訳を専門とする職員がいますので、聞こえない方とのコミュニケーションや手話に関することなどの相談にも応じます。

☆手話等講習会開催事業

初めての手話講座・手話奉仕員養成講座・手話通訳者養成講習会・初めての要約筆記講座など実施しています。

【共同募金配分金】

「赤い羽根共同募金」「地域歳末たすけあい募金」など社会福祉法に定められた唯一の募金運動で、毎年、厚生労働大臣の告示によって、運動期間(10月1日から3月31日)が定められ全国一斉に行われます。



街頭募金の様子

○社協の事業②

【生活サポートセンター☆ふじみ】

☆生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮全般についての困り事や不安等の相談に応じます。
専門の支援員と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、
自立に向けた支援を行います。(鶴瀬駅西口に事務所があります)



生活サポートセンター☆ふじみ

☆貸付事業

・生活福祉資金

埼玉県社会福祉協議会の貸付制度で、低所得、障がい者及び高齢者世帯を対象に、失業等による生活の立て直しを図るための総合支援資金をはじめ、住宅改修などの福祉資金、学校の修学費用に対する教育支援資金などがあります。

・福祉資金

市民を対象とした貸付制度です。ご事情を伺った上で民生委員による調査を実施し、審査を行います。5万円を上限とし、無利子で貸付を行っています。

・無料職業紹介事業

生活サポートセンター☆ふじみでご相談中の生活困窮者を対象に無料で職業の斡旋を行っています。

・フードバンク

フードバンク団体と連携し、同時に市民や企業にフードドライブ
(家庭内等で余っている食材を寄付する活動)を呼びかけ、食材の提供を行います。



南畑地区農家の方々より
いただいたお米の寄付

【社協の権利擁護】

☆日常生活自立支援事業

日常生活を行う上で、一人で判断する事に不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいなどのある方が安心して生活できるように、定期的にご訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。県内では「あんしんサポートねっと(あんサポ)」の愛称で呼ばれています。

☆法人後見事業

成年後見制度は認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断することが十分でない方についてその方の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことでその方を法律的に支援する制度です。この成年後見業務は、一度受任した場合数年から数十年にわたり継続しての業務となることもあり、法人としてこの業務を行うことで、継続的に実施できます。

【成年後見センター☆ふじみ】

成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度に関する相談や手続きなどの支援を行います。

○社協がおこなう介護保険サービス

*介護保険法による要介護または要支援の認定を受けた方が利用できます。

▼居宅介護支援事業

介護保険の居宅介護サービスを受けられる方のケアプランを作成します。

▼通所介護事業(デイサービス) 開設日:月曜日~金曜日(2カ所共)

日常生活(入浴や食事など)や機能訓練を通して元気に暮らすお手伝いをします。

★デイサービスセンター南畑(地域密着型)

富士見市上南畑980(東中学校内併設)

電話:049-255-8840 FAX:049-255-9797

★デイサービスセンターみずほ台(地域密着型認知症対応)

富士見市東みずほ台3-21(みずほ台小学校内併設)

電話:049-255-8845 FAX:049-255-9799

○インターネット・SNS

Twitter



@fujimi-shakyo

Facebook



富士見市ボランティアセンター

HP



富士見市社会福祉協議会

LINE公式アカウント



Instagram



○案内図

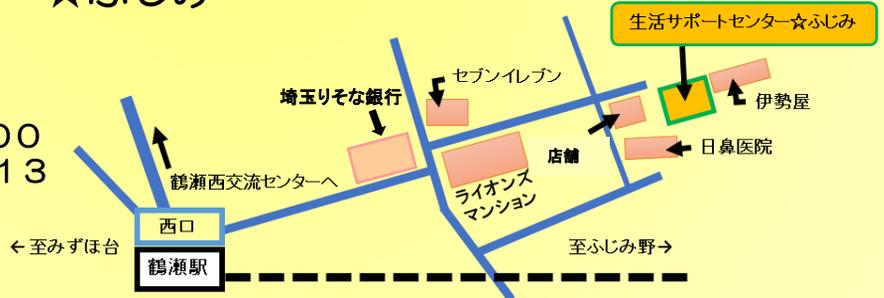


〒354-0021
富士見市大字鶴馬1932-7
市民福祉活動センター「ばれっと」内
(平日 8:30~17:15)
電話：049-254-0747
FAX：049-255-4374



▼生活サポートセンター☆ふじみ

〒354-0026
富士見市鶴瀬西2-4-19
(平日 8:30~17:15)
電話：049-265-6200
FAX：049-265-6213



社会福祉法人 富士見市社会福祉協議会

富士見市ボランティアセンター
埼玉県共同募金会富士見市支会
成年後見センター☆ふじみ

居宅介護支援事業所

手話通訳者派遣事務所 (専用FAX 049-252-0111)

